

別記第13号様式（第3の2の事項関係）

北海道北見方面公安委員会告示第20号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年8月17日

北海道北見方面公安委員会委員長 川 瀬 敏 朗

1 聴聞の期日

令和8年8月26日 午前10時0分

2 聴聞の場所

北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部聴聞室

注 規格は、A列4番縦長とする。